

中間財務諸表

● 中間貸借対照表

(単位：百万円)

| 科目 | 期別 | 平成21年9月期末 | 平成22年9月期末 |
|----------------|----|-----------|-----------|
| (資産の部) | | | |
| 現金預け金 | | 3,784 | 15,383 |
| コールローン | | 2,400 | — |
| 商品有価証券 | | 5 | 7 |
| 有価証券 | | 52,300 | 51,179 |
| 貸出金 | | 171,310 | 165,356 |
| その他資産 | | 581 | 589 |
| 有形固定資産 | | 4,757 | 4,764 |
| 無形固定資産 | | 88 | 95 |
| 繰延税金資産 | | 1,829 | 1,441 |
| 支払承諾見返 | | 775 | 669 |
| 貸倒引当金 | | △4,898 | △6,903 |
| 〔資産の部合計〕 | | 232,935 | 232,583 |
| (負債の部) | | | |
| 預金 | | 218,669 | 218,921 |
| 借入金 | | — | 800 |
| 社債 | | 1,000 | 1,000 |
| その他負債 | | 804 | 793 |
| 未払法人税等 | | 11 | 13 |
| 資産除去債務 | | — | 2 |
| その他の負債 | | 793 | 777 |
| 賞与引当金 | | 29 | 66 |
| 退職給付引当金 | | 607 | 641 |
| 役員退職慰労引当金 | | 151 | 172 |
| 睡眠預金払戻損失引当金 | | 67 | 75 |
| 再評価に係る繰延税金負債 | | 775 | 775 |
| 支払承諾 | | 775 | 669 |
| 〔負債の部合計〕 | | 222,881 | 223,916 |
| (純資産の部) | | | |
| 資本金 | | 2,100 | 2,100 |
| 資本剰余金 | | 679 | 679 |
| 資本準備金 | | 679 | 679 |
| 利益剰余金 | | 7,801 | 5,419 |
| 利益準備金 | | 626 | 646 |
| その他利益剰余金 | | 7,174 | 4,772 |
| 別途積立金 | | 7,077 | 4,367 |
| 繰越利益剰余金 | | 97 | 405 |
| 自己株式 | | △45 | △48 |
| 株主資本合計 | | 10,534 | 8,150 |
| その他有価証券評価差額金 | | △1,408 | △410 |
| 土地再評価差額金 | | 928 | 928 |
| 評価・換算差額等合計 | | △480 | 517 |
| 〔純資産の部合計〕 | | 10,054 | 8,667 |
| 負債及び純資産の部合計 | | 232,935 | 232,583 |

● 中間損益計算書

(単位：百万円)

| 科目 | 期別 | 平成21年9月期 | 平成22年9月期 |
|---------------------|----|----------|----------|
| 経常収益 | | | |
| 経常収益 | | 3,237 | 3,043 |
| 資金運用収益 | | 2,583 | 2,462 |
| (うち貸出金利息) | | (2,189) | (2,078) |
| (うち有価証券利息配当金) | | (391) | (379) |
| 役員取引等収益 | | 308 | 313 |
| その他業務収益 | | 130 | 209 |
| その他経常収益 | | 215 | 58 |
| 経常費用 | | | |
| 経常費用 | | 3,112 | 2,588 |
| 資金調達費用 | | 322 | 228 |
| (うち預金利息) | | (304) | (211) |
| 役員取引等費用 | | 221 | 214 |
| その他業務費用 | | 3 | 54 |
| 営業経費 | | 1,894 | 1,968 |
| その他経常費用 | | 671 | 121 |
| 経常利益 | | | |
| 経常利益 | | 124 | 454 |
| 特別損失 | | | |
| 特別損失 | | 0 | 3 |
| 固定資産処分損 | | 0 | 0 |
| 資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額 | | — | 2 |
| 税引前中間純利益 | | | |
| 税引前中間純利益 | | 124 | 450 |
| 法人税、住民税及び事業税 | | 6 | 6 |
| 法人税等調整額 | | 81 | 94 |
| 法人税等合計 | | 87 | 100 |
| 中間純利益 | | | |
| 中間純利益 | | 37 | 349 |

事業の概況

資本金・株式・従業員
の状況

中間財務諸表

損益の状況

営業の状況

各種経営指標

パーゼルII(第3の柱)
に基づく開示事項

● 中間株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

(単位：百万円)

| 科目 | 期別 | 平成21年9月期 | 平成22年9月期 |
|-----------|----|----------|----------|
| 株主資本 | | | |
| 資本金 | | | |
| 前期末残高 | | 2,100 | 2,100 |
| 当中間期変動額 | | — | — |
| 当中間期変動額合計 | | — | — |
| 当中間期末残高 | | 2,100 | 2,100 |
| 資本剰余金 | | | |
| 資本準備金 | | | |
| 前期末残高 | | 679 | 679 |
| 当中間期変動額 | | — | — |
| 当中間期変動額合計 | | — | — |
| 当中間期末残高 | | 679 | 679 |
| 利益剰余金 | | | |
| 利益準備金 | | | |
| 前期末残高 | | 615 | 635 |
| 当中間期変動額 | | — | — |
| 利益準備金の積立 | | 11 | 11 |
| 当中間期変動額合計 | | 11 | 11 |
| 当中間期末残高 | | 626 | 646 |
| その他利益剰余金 | | | |
| 別途積立金 | | | |
| 前期末残高 | | 7,177 | 7,077 |
| 当中間期変動額 | | — | — |
| 別途積立金の取崩 | | △100 | △2,710 |
| 当中間期変動額合計 | | △100 | △2,710 |
| 当中間期末残高 | | 7,077 | 4,367 |
| 繰越利益剰余金 | | | |
| 前期末残高 | | 26 | △2,588 |
| 当中間期変動額 | | — | — |
| 利益準備金の積立 | | △11 | △11 |
| 別途積立金の取崩 | | 100 | 2,710 |
| 剰余金の配当 | | △54 | △54 |
| 中間純利益 | | 37 | 349 |
| 当中間期変動額合計 | | 71 | 2,993 |
| 当中間期末残高 | | 97 | 405 |
| 利益剰余金合計 | | | |
| 前期末残高 | | 7,818 | 5,124 |
| 当中間期変動額 | | — | — |
| 利益準備金の積立 | | — | — |
| 別途積立金の取崩 | | — | — |
| 剰余金の配当 | | △54 | △54 |
| 中間純利益 | | 37 | 349 |
| 当中間期変動額合計 | | △17 | 294 |
| 当中間期末残高 | | 7,801 | 5,419 |

| 科目 | 期別 | 平成21年9月期 | 平成22年9月期 |
|-----------------------|----|----------|----------|
| 自己株式 | | | |
| 前期末残高 | | △43 | △46 |
| 当中間期変動額 | | — | — |
| 自己株式の取得 | | △1 | △1 |
| 当中間期変動額合計 | | △1 | △1 |
| 当中間期末残高 | | △45 | △48 |
| 株主資本合計 | | | |
| 前期末残高 | | 10,554 | 7,856 |
| 当中間期変動額 | | — | — |
| 剰余金の配当 | | △54 | △54 |
| 中間純利益 | | 37 | 349 |
| 自己株式の取得 | | △1 | △1 |
| 当中間期変動額合計 | | △19 | 293 |
| 当中間期末残高 | | 10,534 | 8,150 |
| 評価・換算差額等 | | | |
| その他有価証券評価差額金 | | | |
| 前期末残高 | | △4,220 | △679 |
| 当中間期変動額 | | — | — |
| 株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額) | | 2,812 | 268 |
| 当中間期変動額合計 | | 2,812 | 268 |
| 当中間期末残高 | | △1,408 | △410 |
| 土地再評価差額金 | | | |
| 前期末残高 | | 928 | 928 |
| 当中間期変動額 | | — | — |
| 株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額) | | — | — |
| 当中間期変動額合計 | | — | — |
| 当中間期末残高 | | 928 | 928 |
| 評価・換算差額等合計 | | | |
| 前期末残高 | | △3,292 | 248 |
| 当中間期変動額 | | — | — |
| 株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額) | | 2,812 | 268 |
| 当中間期変動額合計 | | 2,812 | 268 |
| 当中間期末残高 | | △480 | 517 |
| 純資産合計 | | | |
| 前期末残高 | | 7,261 | 8,105 |
| 当中間期変動額 | | — | — |
| 剰余金の配当 | | △54 | △54 |
| 中間純利益 | | 37 | 349 |
| 自己株式の取得 | | △1 | △1 |
| 株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額) | | 2,812 | 268 |
| 当中間期変動額合計 | | 2,792 | 562 |
| 当中間期末残高 | | 10,054 | 8,667 |

事業の概況

の状況
資本金・株式・従業員

中間財務諸表

損益の状況

営業の状況

各種経営指標

に
基づく
開示事項
パーゼルⅡ(第3の柱)

●中間キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

| 科目 | 期別 | 平成21年9月期 | 平成22年9月期 |
|-------------------------|----|----------|----------|
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | | | |
| 税引前中間純利益 | | 124 | 450 |
| 減価償却費 | | 88 | 100 |
| 貸倒引当金の増減(△) | | △413 | △371 |
| 賞与引当金の増減額(△は減少) | | △30 | 2 |
| 退職給付引当金の増減額(△は減少) | | 21 | 13 |
| 役員退職慰労引当金の増減額(△は減少) | | 1 | △1 |
| 睡眠預金払戻損失引当金の増減(△) | | 0 | 5 |
| 資金運用収益 | | △2,583 | △2,462 |
| 資金調達費用 | | 322 | 228 |
| 有価証券関係損益(△) | | 286 | △147 |
| 為替差損益(△は益) | | 0 | 0 |
| 固定資産処分損益(△は益) | | 0 | 0 |
| 貸出金の純増(△)減 | | 4,033 | 1,664 |
| 預金の純増減(△) | | 440 | 6,330 |
| 借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減(△) | | — | △1,500 |
| コールローン等の純増(△)減 | | △2,400 | — |
| コールマネー等の純増減(△) | | △2,500 | △1,000 |
| 資金運用による収入 | | 2,575 | 2,473 |
| 資金調達による支出 | | △343 | △223 |
| その他 | | 32 | 0 |
| 小計 | | △342 | 5,565 |
| 法人税等の支払額 | | △12 | △12 |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | | △355 | 5,553 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | | | |
| 有価証券の取得による支出 | | △12,522 | △4,999 |
| 有価証券の売却による収入 | | 8,012 | 6,309 |
| 有価証券の償還による収入 | | 1,172 | 2,075 |
| 有形固定資産の取得による支出 | | △51 | △35 |
| 無形固定資産の取得による支出 | | △24 | △6 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | | △3,413 | 3,344 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | | | |
| 自己株式の取得による支出 | | △1 | △1 |
| 配当金の支払額 | | △54 | △54 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | | △56 | △56 |
| 現金及び現金同等物に係る換算差額 | | △0 | △0 |
| 現金及び現金同等物の増減額(△は減少) | | △3,825 | 8,840 |
| 現金及び現金同等物の期首残高 | | 7,607 | 6,540 |
| 現金及び現金同等物の中間期末残高 | | 3,782 | 15,381 |

平成22年9月期 中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

- 商品有価証券の評価基準及び評価方法
商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。
- 有価証券の評価基準及び評価方法
有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のある株式については、中間決算期末前1ヵ月の市場価格等の平均に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のある株式以外については、中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 固定資産の減価償却の方法
(1)有形固定資産(リース資産を除く)
有形固定資産は、定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建 物：6年～47年
その他：3年～20年
(2)無形固定資産(リース資産を除く)
無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
(3)リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」(及び「無形固定資産」)中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により行っております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
なお、該当するリース資産はありません。
- 引当金の計上基準
(1)貸倒引当金
貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
(2)賞与引当金
賞与引当金は、従業員への賞与の支払に備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。
(3)退職給付引当金
退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。
過去勤務債務：その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(13年)による定額法により損益処理
数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(13年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から損益処理
なお、会計基準変更時差異(490百万円厚生年金基金代行返上)については、15年による按分額を費用処理することとし、当中間会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。
(4)役員退職慰労引当金
役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。
(5)睡眠預金払戻損失引当金
睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。
- 外貨建て資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建ての資産については、中間決算日の為替相場による円換算額を付けております。なお、外貨建ての負債は保有しておりません。
- リース取引の処理方法
所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日以前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理により行っております。
- 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。

- 中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲
中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金および預入期間が3ヵ月以内の預け金であります。

平成22年9月期 中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

(資産除去債務に関する会計基準)

当中間会計期間から「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用しております。
これにより、税引前中間純利益は2百万円減少しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は2百万円であります。

平成22年9月期 注記事項

(中間貸借対照表関係)

- 貸出金のうち、破綻先債権額は1,876百万円、延滞債権額は1,121,313百万円でありました。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は688百万円でありました。
なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は1,318百万円でありました。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
- 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は14,477百万円でありました。
なお、上記1.から4.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は1,562百万円でありました。
- 担保に供している資産は次のとおりであります。
担保に供している資産
有価証券 13,647百万円
担保資産に対応する債務
借入金 800百万円
上記のほか、為替決済の取引の担保として有価証券5,280百万円、県及び市町の水道事業に係る出納事務の担保として定期預け金2百万円を差し入れております。
また、その他資産のうち保証金は433百万円でありました。
なお、手形の再割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した商業手形はありません。
- 当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、11,179百万円でありました。このうち原契約期間が1年以内のものが7,189百万円あります。
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当分の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
- 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
再評価を行った年月日 平成10年3月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が公表した方法により算定した価額に基づいて、地点の修正、画地修正等、合理的な調整を行って算出しております。

- 同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当中間会計期末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価格の合計額との差額
- | | | |
|-----|--|----------|
| 9. | 有形固定資産の減価償却累計額 | 3,105百万円 |
| 10. | 社債は、劣後特約付社債1,000百万円であります。 | |
| 11. | 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は70百万円であります。 | |

(中間損益計算書関係)

1. 減価償却実施額は下記のとおりであります。
- | | |
|--------|-------|
| 有形固定資産 | 85百万円 |
| 無形固定資産 | 14百万円 |
2. その他経常費用には、貸倒引当金繰入額63百万円、債権売却損15百万円を含んでおります。

(中間株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

| | 前事業年度末株式数 | 当中間会計期間増加株式数 | 当中間会計期間減少株式数 | 当中間会計期間末株式数 | 摘要 |
|-------|-----------|--------------|--------------|-------------|--------------------|
| 発行済株式 | | | | | |
| 普通株式 | 18,352 | — | — | 18,352 | |
| 合計 | 18,352 | — | — | 18,352 | |
| 自己株式 | | | | | |
| 普通株式 | 96 | 4 | — | 101 | (注)単元未満株式の買取りによる増加 |
| 合計 | 96 | 4 | — | 101 | |

2. 配当に関する事項

(1) 当中間会計期間中の配当金支払額

| (決議) | 株式の種類 | 配当金の総額(百万円) | 1株当たり配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|-------------|-------------|----------------|----------------|
| 平成22年6月25日 定時株主総会 | 普通株式 | 54 | 3.0 | 平成22年 3月31日 | 平成22年 6月28日 |

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間の末日後となるもの

| (決議) | 株式の種類 | 配当金の総額(百万円) | 配当の原資 | 1株当たり配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|--------------------|-------|-------------|-------|-------------|----------------|----------------|
| 平成22年11月9日 取締役会 | 普通株式 | 45 | 利益剰余金 | 2.5 | 平成22年 9月30日 | 平成22年 12月3日 |

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

平成22年9月30日現在

| | |
|-----------------|-----------|
| 現金預け金勘定 | 15,383百万円 |
| 定期預け金(預入期間3ヵ月超) | △2百万円 |
| 現金及び現金同等物 | 15,381百万円 |

(リース取引関係)

ファイナンス・リース取引

(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

- (ア) 有形固定資産 該当するリース資産はありません。
- (イ) 無形固定資産 該当するリース資産はありません。

② リース資産の減価償却の方法

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項「3. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引

| リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額 | 取得価額相当額 |
|---|---------|
| 有形固定資産 | 280百万円 |
| 無形固定資産 | 12百万円 |
| 合計 | 292百万円 |
| 減価償却累計額相当額 | |
| 有形固定資産 | 232百万円 |
| 無形固定資産 | 6百万円 |
| 合計 | 238百万円 |
| 減損損失累計額相当額 | |
| 有形固定資産 | —百万円 |
| 無形固定資産 | —百万円 |
| 合計 | —百万円 |
| 中間会計期間末残高相当額 | |
| 有形固定資産 | 48百万円 |
| 無形固定資産 | 5百万円 |
| 合計 | 53百万円 |
| ・未経過リース料当中間会計期間末残高相当額 | |
| 1年内 | 46百万円 |
| 1年超 | 11百万円 |
| 合計 | 58百万円 |
| ・リース資産減損勘定の当中間会計期間末残高 | —百万円 |

- ・支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失
- | | |
|---------------|-------|
| 支払リース料 | 35百万円 |
| リース資産減損勘定の取崩額 | —百万円 |
| 減価償却費相当額 | 31百万円 |
| 支払利息相当額 | 1百万円 |
| 減損損失 | —百万円 |
- ・減価償却費相当額の算定方法
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
- ・利息相当額の算定方法
リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

平成22年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません(注2)参照。

(単位：百万円)

| | 中間貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|------------|------------|---------|-------|
| (1) 現金預け金 | 15,383 | 15,383 | — |
| (2) 商品有価証券 | | | |
| 売買目的有価証券 | 7 | 7 | — |
| (3) 有価証券 | | | |
| 満期保有目的の債券 | 2,213 | 1,841 | △372 |
| その他有価証券 | 48,774 | 48,774 | — |
| (4) 貸出金 | 165,356 | | |
| 貸倒引当金(*) | △6,881 | | |
| | 158,475 | 160,650 | 2,175 |
| 資産計 | 224,855 | 226,657 | 1,802 |
| (1) 預金 | 218,921 | 219,190 | 268 |
| (2) 借入金 | 800 | 800 | — |
| (3) 社債 | 1,000 | 1,000 | — |
| 負債計 | 220,721 | 220,990 | 268 |

(*) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、預入期間が短期間(1年以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 商品有価証券

ディーリング業務のために保有している債券等の有価証券については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(3) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

自行保証付私募債の時価は、元利金の合計額をリスクフリー・レートに信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

変動利付国債の時価については、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、引続き市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、当中間会計期間においては、合理的に算定された価額をもって中間貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格をもって中間貸借対照表計上額とした場合に比べ、「有価証券」及び「その他有価証券評価差額金」は264百万円増加しております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを、同利回りに基づく割引率を用いて割引くことにより算定しており、国債の利回り及び割引率のボラティリティが主な価格決定変数であります。

(4) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を期間別の無リスクの市場利率に信用リスク相当分を調整した利率で割り引いて時価を算定しております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間決算日における中間貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

中間財務諸表

事業の概況

の状況
資本金・株式・従業員

中間財務諸表

損益の状況

営業の状況

各種経営指標

に
基づく
開示事項
（第3の柱）

負債

(1) 預金

要求払預金については、中間決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

(2) 借入金

これらは、約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 社債

当行の発行する社債は、変動金利であるため、短期間で市場金利を反映し、また、当行の信用状態は発行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産（3）その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

| 区分 | 中間貸借対照表計上額 |
|------------|------------|
| ①非上場株式（*1） | 169 |
| ②組合出資金（*2） | 21 |
| 合計 | 190 |

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(持分法損益等)

1. 関連会社に関する事項

当行は関連会社がないため、「持分法損益等」の該当事項はありません。

2. 開示対象特別目的会社に関する事項

当行は開示対象特別目的会社がないため、「持分法損益等」の該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当行は、銀行業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(追加情報)

当中間会計期間から「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号平成20年3月21日）を適用しております。

【関連情報】

1. サービスごとの情報

当行は、銀行業として単一のサービスを提供しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行は、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行は、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当行は、銀行業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり純資産額 474.90円

1株当たり中間純利益金額 19.15円

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

純資産の部の合計額 8,667百万円

純資産の部の合計額から控除する金額 1百万円

普通株式に係る中間期末の純資産額 8,667百万円

1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末の普通株式の数 18,251千株

2. 1株当たり中間純利益金額の算出上の基礎は、次のとおりであります。

1株当たり中間純利益金額

中間純利益 349百万円

普通株主に帰属しない金額 1百万円

普通株式に係る中間純利益 349百万円

普通株式の中間期中平均株式数 18,254千株

3. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式がないので記載していません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

平成21年度の中間財務諸表及び平成22年度の中間財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、新日本有限責任監査法人の中間監査を受けております。